

# 第 76 回獣医師国家試験受験上の注意

## 1 試験の日時

試験日	試験時間	内容
令和7年2月12日(水)	10:00~12:00	学説試験(A)
	13:30~14:20	必須問題試験
	15:20~17:20	学説試験(B)
令和7年2月13日(木)	10:00~12:00	実地試験(C)
	13:30~15:30	実地試験(D)

## 2 試験の内容及び方法

試験は筆答による多肢選択方式(マークシート)により行います。それぞれの試験内容については以下のとおり、獣医師国家試験出題基準のカテゴリごとに出題範囲を定めます。また、学説試験においても写真・図表等が使用されることがあります。

なお、獣医師国家試験出題基準は、農林水産省ホームページ(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/shiken/shiken.html>)に掲載しています。

### (1) 必須問題試験

「獣医療の基本的事項」並びに「獣医学の基本的事項」、「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」のうち重要な事項について、50問全問解答すること。

### (2) 学説試験(A) :

「獣医療の基本的事項」及び「獣医学の基本的事項」について、80問全問解答すること。

### (3) 学説試験(B) :

「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」について、80問全問解答すること。

### (4) 実地試験(C) :

原則として「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」について、獣医療現場で実際に起こり得る症例・事例に関する基本的かつ重要な事項について、60問全問解答すること。

(5) 実地試験 (D) :

原則として「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」について、獣医療現場で実際に起こり得る症例・事例に対する対処方法等の総合的な事項について、1課題につき複数問、計60問全問解答すること。

(6) 合否判定

合否判定は、必須問題の点数とその他の問題(学説A・B及び実地C・D)の総合得点により行います。

合否判定基準は、合格発表時に農林水産省ホームページの報道発表資料のページ(<https://www.maff.go.jp/j/press/index.html>)に掲載します。

### 3 試験の場所

(1) 北海道試験地

試験の場所	札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 16階 会議・研修施設ACU
交通案内	◎JR「札幌駅」南口より 徒歩5分 ◎地下鉄「さっぽろ駅」 徒歩3分

(2) 東京試験地

試験の場所	東京都江東区有明3-5-7 TOC有明
交通案内	◎りんかい線「国際展示場駅」 徒歩3分 ◎ゆりかもめ「国際展示場正門駅」 徒歩4分 ◎ゆりかもめ「有明駅」 徒歩4分

(3) 福岡試験地

試験の場所	福岡市博多区博多駅前4-2-25 代々木ゼミナール福岡校
交通案内	◎JR「博多駅」博多口より 徒歩3分

**\* 試験会場への直接の問い合わせは行わないでください。**

### 4 受験資格に関する注意事項

令和6年度卒業予定者については、令和7年2月6日(木)までに卒業証明書又は獣医学の正規の課程を修了したことを当該大学において判定されたことを証する書面が提出されない場合には、受験票が交付されていても受験は認められません。

## 5 携行品

- (1) 受験票
- (2) 筆記用具
  - ア HB の鉛筆（シャープペンシル不可。）
  - イ プラスチック製の消しゴム
  - ウ 鉛筆削り（小型のみ。卓上式、電動式は不可。）
- (3) 腕時計（携帯電話、スマートフォン、置時計、腕時計型端末及び端末機能の有無が判別しづらいもの（スマートウォッチ等）は時計として使用できません。）
- (4) 昼食

## 6 試験地

試験地は、受験票に記載された指定の場所とし、これを変更することは認めません。

## 7 試験会場の事前確認

試験前日までに、各自、試験会場・道順・所要時間等を確認しておいてください。試験会場の下見をする場合は建物内に立ち入らないでください。建物内への立入りは試験会場の準備の妨げになるほか、不正行為とみなされる場合があります。

また、試験会場への直接の問合せは行わないでください。

## 8 試験会場への立入り

試験当日は、受験者以外の者の試験会場への立入りは一切認めません。昼食等を受け取る場合は、会場建物の外で受け取ってください。

## 9 試験当日の集合時間

試験会場の開場時間は午前8時30分です。

各試験開始30分前までに、指定された試験室に入室・着席してください。試験開始前に監督者による受験上の注意があります。

試験開始時刻に遅刻した場合は、試験開始20分以内に会場の農林水産省職員に申告があり、不正がないことが認められた場合に限り、受験を認めます。

## 10 試験当日の注意事項

- (1) 試験当日、受験票を紛失又は忘れた場合には、早急に監督者に申し出て、仮受験票の交付を受けてください。
- (2) 試験当日、交通機関の事故又は災害等が発生した場合は、試験時間を繰り下げる等の対応をとる場合もあります。

## 11 受験上の注意

受験票に記載されている「受験者心得」を熟読し、次の事項を厳守してください。

- (1) 所持品の扱い
  - ア 受験票は必ず机の上に置いてください。

イ 受験票の他に試験時間中に机の上に置いてよいものは、「鉛筆」、「消しゴム」、「鉛筆削り（小型のものに限る）」、「腕時計」、「ペットボトル飲料（水に限る）」です。原則、これ以外の所持品を置くことはできません。また、試験時間中にカバン等から物を取り出すことはできません。

風邪等の理由で、「ハンカチ」、「ティッシュペーパー」等を使用する必要がある場合は、あらかじめ監督者に申し出、許可を受けてから机の上に置いてください。「ティッシュペーパー」は袋又は箱から中身を出して置いてください。特別な事情があり、これ以外のものを机に置く必要がある場合は、監督者に申し出てください。（許可されない場合もあります。）

ウ 試験時間中の携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ、スマートグラス）等の電子機器の取扱いについては、監督者の指示に従い、試験時間中は絶対に身に着けないでください。身に着けていることが確認された場合は、不正行為とみなされることがあります。

エ 「マスク」、「耳栓」、「帽子」等を使用する必要がある場合は、あらかじめ監督者に申し出て、許可を受けてから使用してください。許可を得ずに使用することは、不正行為とみなされることがあります。

## （２）試験時間中の退席

試験時間中の退席は、原則として認めません。ただし、病気などによる事情、トイレ等のため、やむを得ず一時退席する必要がある場合は、挙手の上、監督者の指示に従ってください。

なお、一時退席が認められた場合でも、試験時間の延長は認められません。

## （３）その他

ア 試験については、すべて監督者の指示に従ってください。

イ 会場内は禁煙です。

ウ 試験室内に持ち込む手荷物は、各自の足下に置くことができる大きさのものとしてください。スーツケースやボストンバッグなどの大きな荷物を試験室に持ち込むことは控えてください。

エ 盗難には十分注意してください。盗難にあった場合、農林水産省、獣医事審議会、監督者、施設管理者等は一切の責任を負いません。

オ 飲食した後のゴミ等は、各自で必ず持ち帰ってください。

カ 試験時間中に不正行為や不正を疑う行為が発見された場合は、途中退席を指示したり、試験を無効とする場合があります。また、次回以降の試験も受けることができない場合があります。

## 12 合格発表

（１）合格発表は、令和7年3月12日（水）10時以降に下記の方法で行います。

ア 農林水産省ホームページ上の報道発表資料のページ（<https://www.maff.go.jp/j/press/index.html>）に、①合格者の受験番号、②受験者数、合格者数及び合格率等を掲載

イ 大学を經由して申請した場合は、各大学へ合格者の名簿（受験番号、氏名）等を通知

(2) 試験の合格者には、「獣医師国家試験合格証」を郵送します。大学を經由して申請した場合は、大学宛てに一括して送付します。

(3) 可否に関する照会には一切応じません。

### 13 合格発表後の獣医師免許申請手続

#### (1) 獣医師免許申請方法

合格発表後、獣医師免許の申請をする場合は、以下の申請書類をア～オ（又はア～カ）の順に折らずに、角形2号封筒に入れ、郵送（配達記録される方法（簡易書留））により、農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 獣医事監視班（〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1）宛てに送付してください。

なお、封筒の表面には、「獣医師免許申請書在中」と朱書きしてください。

また、申請書類の配達状況は、農林水産省ではお答えできませんので、日本郵便の郵便追跡サービス等で確認してください。

#### 【申請書類】

##### ア 獣医師免許申請書

登録免許税 30,000 円と手数料 2,000 円の合計額 32,000 円分の収入印紙を貼付（消印はしない。）すること。

##### イ 獣医師国家試験合格証（原本）

就職先に提出する等の必要がある場合は、提出前にコピーを取ること。

##### ウ 本籍地の記載のある住民票

（但し、獣医師国家試験受験時から獣医師免許申請時までの間に本籍地都道府県あるいは氏名に変更があった方及び戸籍と住民票の氏名欄の文字が相違している場合は本籍地都道府県または氏名の変更経過等が確認できる戸籍抄本が必要となります。）

発行後6か月以内のものであること。

##### エ 医師の診断書

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能、上肢の機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかの項目全てについて、獣医師の業務を行うにあたっての支障の有無を明記した医師の診断書。

発行後1か月以内のものであること。

##### オ 申告書又は判決書謄本

罰金以上の刑に処せられたことがない場合は、その旨及び自署した申告書を提出すること。

罰金以上の刑に処せられたことがある場合（刑法第27条及び第34条の2により刑が消滅している場合を除く）は、その判決書謄本（裁判に対応した検察庁又は本籍地を管轄する地方検察庁で発行されるもの。また、刑の確定年月日が記載されて

いるもの。)を提出すること。

※ 裁判中で刑が確定していない場合は、その旨を下記照会先まで連絡してください。

※ 例えば、道路交通法に基づく交通事犯における罰金刑とは、いわゆる赤キップ以上の刑が該当します。反則金(いわゆる青キップ)は、罰金刑には該当しません。

※ 罰金刑に処され刑の執行から令和元年10月22日の前日までに3年以上経過している者については、即位に伴う政令恩赦の対象となります。

カ 「獣医師免許証送付票」及び「獣医師名簿登録票」(お持ちの方のみ該当)

※ 「獣医師免許証送付票」及び「獣医師名簿登録票」は公益社団法人日本獣医師会が提供する「獣医師国家試験願書・免許申請様式(一式)」に同封されています。

※ 「獣医師免許証送付票」及び「獣医師名簿登録票」を使用される場合は、必要事項を記入し、上記ア～オの書類とともに送付してください。

※ 「獣医師名簿登録票」の氏名は、戸籍の文字を記入してください。略字は使用できません。また、本籍欄は都道府県のみ記入してください。

(2) 令和7年4月1日に獣医師名簿への登録を希望する場合の手続

合格発表後、就職の関係から**令和7年4月1日(火)に獣医師名簿への登録を希望する場合は、令和7年3月18日(火)正午必着**となるように申請書類を郵送してください。(農林水産省への持参には対応していません。)

申請書類が期限までに必着し、かつ、書類に不備がない場合に限り、令和7年4月1日に獣医師名簿に登録が可能です。申請書類の中には、取得に時間を要するものもありますので、できるだけ合格発表前に準備してください。

また、令和7年4月1日に獣医師名簿に登録された場合、獣医師免許証の郵送は、4月下旬以降となります。あらかじめご了承ください。

※ 獣医師国家試験に合格しても、獣医師名簿に登録されなければ獣医師ではありません。

獣医師名簿に登録される前に診療等の行為を行った場合、獣医師法違反となり、罰則を受ける場合もありますので、十分に注意してください。

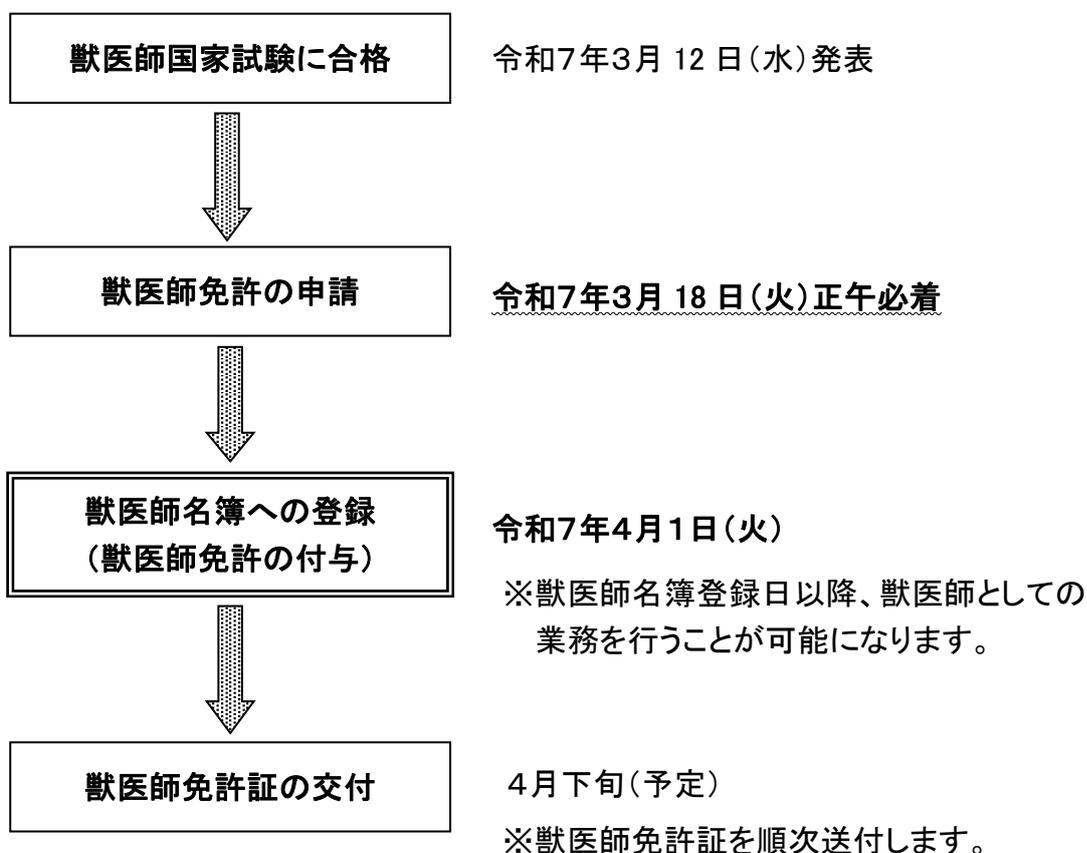
(3) 欠格事由に該当する場合の獣医師免許の付与

罰金以上の刑に処せられたことがある等の場合は、獣医事審議会に免許の付与の可否について意見を聴くこととなります。違反の程度によっては、一定期間免許が与えられないことがありますので、注意してください。

なお、不明な点があれば、農林水産省まで問い合わせてください。

(参考)

○ 獣医師免許の申請から免許証交付までの流れ(令和7年4月1日(火)の免許付与希望者)



※令和7年3月18日(火)正午必着の申請締切に間に合わなかった場合は、令和7年4月2日(水)以降、獣医師名簿への登録手続を順次進めます。

(獣医師名簿に登録されるまでは、獣医師として業務を行うことはできません。)

**【獣医師国家試験及び獣医師免許についての照会先】**

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事監視班  
(獣医事審議会事務局)

TEL 03-3501-4094